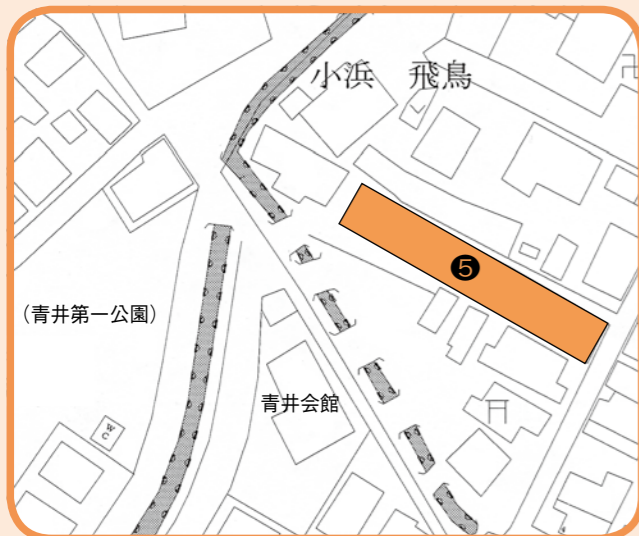
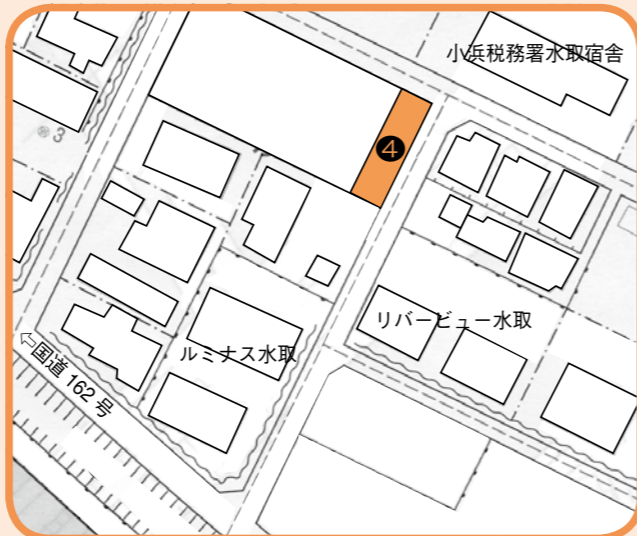


「公有地」を売却します

◆小浜飛鳥 41 番 2



◆水取一丁目 302 番 2



小浜市と小浜市土地開発公社では、市内9カ所の公有地を最低売却価格を設定して売却します。購入を希望される方（法人可）は、期間内に入札をしてください。最低売却価格以上の最高価格入札者が落札者となります。なお、落札されなかった物件は、競争入札によらず希望者に先着順に売却します。

【入札期間】 8月6日（月）～16日（木）

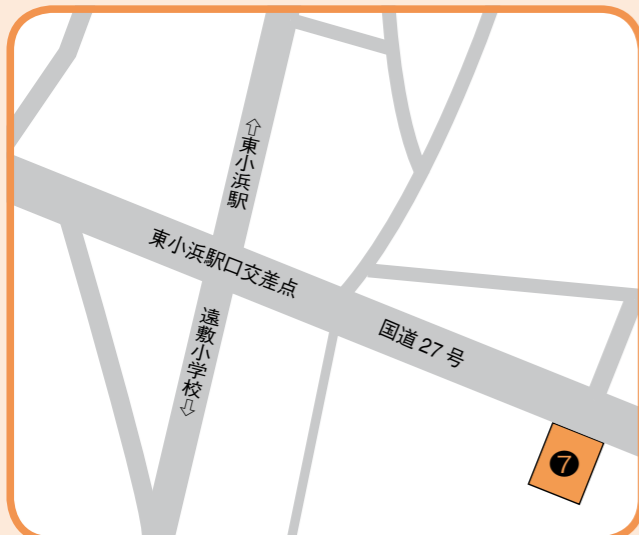
【開 札】 8月17日（金）9時～ 市役所4階入札室

■問い合わせ 財政課 ☎内線332

【売却土地一覧表】

区分	所在地	地目	面積	用途地域	建ぺい率/容積率	最低売却価格
①	山王前二丁目 1102番1の一部	宅地	390.00㎡	第一種低層住居専用地域	50/80	14,630,000円
②	松ヶ崎二丁目 714番の一部	宅地	229.42㎡	第一種低層住居専用地域	50/80	9,650,000円
③	松ヶ崎二丁目 714番の一部	宅地	209.01㎡	第一種低層住居専用地域	50/80	8,790,000円
④	水取一丁目 302番2	宅地	138.42㎡	第一種中高層住居専用地域	60/200	6,310,000円
⑤	小浜飛鳥 41番2	宅地	623.27㎡	第一種中高層住居専用地域	60/200	15,200,000円
⑥	生守6号 15番・16番	雑種地	1,191.00㎡	用途指定なし	60/200	31,830,000円
⑦	遠敷74号17番2 ほか3筆	宅地	229.23㎡	用途指定なし	60/200	6,550,000円
⑧	遠敷49号1番1	宅地	2,695.13㎡	用途指定なし	60/200	62,160,000円
⑨	遠敷二丁目 201番1	宅地	996.28㎡	第二種中高層住居専用地域	60/200	27,200,000円

◆遠敷74号17番2ほか3筆



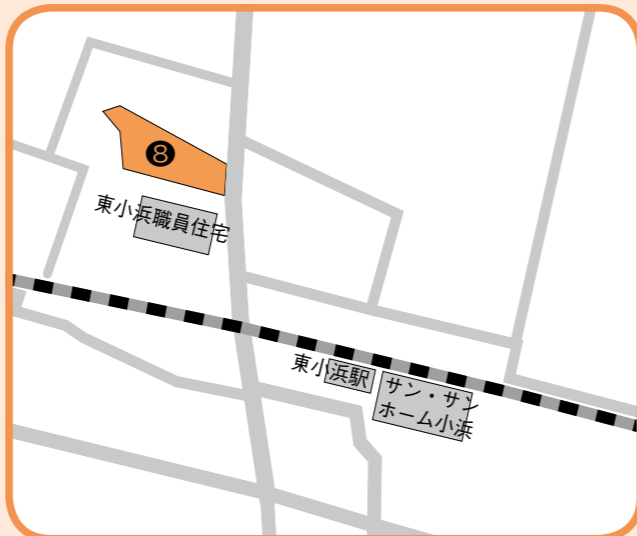
◆生守6号15番・16番



◆遠敷二丁目 201 番 1



◆遠敷49号1番1



◆山王前二丁目 1102 番 1 ◆松ヶ崎二丁目 714 番



パブリックコメントを募集

- 小浜市特別用途地区を定める都市計画素案
- 小浜市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例素案

市では、準工業地域（都市計画用途地域内）での大規模集客施設の立地を制限するため、「特別用途地区」を都市計画に定めたいと考えています。あわせて、「特別用途地区内での建築条例」の制定を考えています。この二点について、パブリックコメントを募集します。

募集 7月25日①～8月14日②
 閲覧 市公式ホームページ、都市計画課
 説明会 8月7日③ 19時30分～
 ところ 市役所四階大会議室
 意見の提出、問い合わせ
 8月14日④までに
 都市計画課 ☎内線245

【理由】 劇場や店舗、展示場などの大規模集客施設は、多数の人々を広い地域から集めることで、立地場所周辺の環境などに影響を及ぼすだけでなく、立地区域周辺の土地利用、道路などの都市基盤、都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

また、平成13年に策定した都市計画マスタープランでは、コンパクトで効率的な市街地の形成を基本方針としていることから、都市構造に大きな影響を与える、準工業地域での大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を決定するものです

【種類】 大規模集客施設制限地区

【面積】 約63.4㍊

【内容】 準工業地域で、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する

【該当する施設】 音楽ホールなどの劇場、映画館、演芸場、客席のある総合体育館などの観覧場、店舗、飲食店、展示場、パチンコ・ゲームセンターなどの遊技場など

【該当しない施設】 ホテル、旅館、病院、学校、博物館、水泳場、ゴルフ練習場、学習塾、事務所など

ご意見箱

●小浜公園の駐車場（高成寺前）について。付近の住民の車がいつも止めてあり、公園利用者が止めることができません。

▼この駐車場は、ご指摘のとおり無断駐車が多く、公園利用者に支障を来しているのが実情です。市ではこれまで、「公園利用者以外の駐車禁止」の看板を設置し、車へ張り紙をするなど注意を喚起してきましたが、無断駐車をする車が後を絶ちません。

「駐車場出入口にチェーンを張り規制する」「有料化する」などの方法もありますが、公園利用者の利便性を考えると、管理が著しく困難であると考えます。

今後も定期的に巡回を行い、「公園利用者以外の駐車禁止」の張り紙で注意するなど、管理を強化したいと考えています。

（都市計画課）

●寄付金や募金を各区で集めるのはどうかと思えます。金額、名前

の書かれた封筒を組長さんが持つて来られると、断ることができません。

▼各種募金（赤い羽根募金、緑の募金など）は、あくまで個人の自由意思であり、決して強制するものではありません。市では、区長さんなどを通じて皆さんにご協力をお願いし、それぞれの趣旨に賛同していただいた方に募金をしていただいているところです。

区によっては、役員さんにお願いしたり、集金システムを利用したりするなど、さまざまな方法が取られているようですが、今後は「各種募金は個人の自由意思」ということを区長会などで徹底していきます。

（総務課）

ご意見箱は、市役所一階ロビーと市民サービスコーナー（つばき回廊業務棟一階）に設置してあります。ご意見お待ちしております。

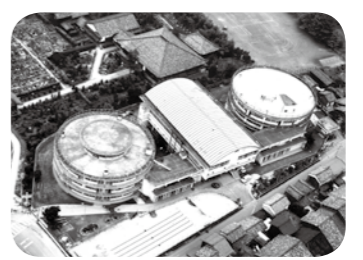
小浜小学校「めがね校舎」感謝イベント

- ◆とき 8月12日① 10時～21時
- ◆ところ 小浜小学校

ユニークな形で愛されてきた小浜小学校「めがね校舎」。平成二十年春には駅前町に移転改築され、五十年に及ぶ役割を終えます。

小浜小学校PTAでは、子どもたちを見守り続けてきた校舎に感謝しようと、八月十二日に特別イベントを開催します。地区内の人はもちろん、地区外の皆さんもぜひお越しください。

■問い合わせ 同PTA事務局 ☎52・3232



- 1 「校舎前面ライトアップ」
 …めがね校舎が闇夜に浮かび上がります（19時～21時）
- 2 「校舎、教室全面開放」
 …ふだんは入ることのできない校舎内を散策しよう（10時～21時）
- 3 「キャンドルナイト in めがね校舎」
 …幻想的な明かりが校舎を彩ります（19時～21時）
- 4 「一周百五十斤の大縁日」
 …食べ物、飲み物、ゲームなどの屋台がいっぱい（16時～21時）
- 5 「大人も子どももプールに集合」
 …ふだんは入ることのできないプールで泳ごう（10時～16時）
- 6 「建築士からの提案」
 …校舎跡地の使い方を建築士会が大胆に提案します（10時～21時）
- 7 「蔵出し書類の展示会」
 …「一筆啓上 めがね校舎に託した手紙」…めがね校舎への思いを四十字以内で表現してください ▼フォトコンテスト「めがね校舎の肖像」…作品は四つ切り、A4サイズで

「法律相談」こんなときどうする？



小浜ひまわり基金法律事務所弁護士 大伴 孝一さん

【Q】わたしは現在75歳です。夫はすでに他界し、息子が2人います。しかし、長男は親不孝者なので、わたしに万一のことをあったら、遺産はすべて次男にあげたいと思っています。可能ですか。

【A】生前に遺言を作っておけば、遺産の分け方をあなたが自由に決めることができます。ただし、息子さんには「遺留分」という権利があります。これは、遺言の内容があまりにも不公平な場合に、異議を述べることができる権利です。

本件の場合、たとえ「全財産を次男にあげる」という遺言を残したとしても、長男には遺留分があるので、次男に対して遺産の4分の1を渡すよう請求することができます。そのようなトラブルを防ぐため、事前に法律専門家にご相談ください。

なお、次男のなみなみならぬ努力のおかげで多くの財産を築くことができたという場合には、その努力を評価して、次男のほうが多めに遺産を取得することもあります。（これを「寄与分」といいます）

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018

小浜城とゆかりの人物 10 酒井忠勝(8)



酒井忠勝肖像

「仰景録」に、寛永15（1638）年に大老忠勝が伊達政宗を招いて茶会を催した記事が見えている。政宗が、茶会の終了後茶器を所望したので、忠勝が「この茶杓は利休の細工にて」と差し出したところ、政宗は「この茶杓は埒もなきもの」と言い放ち、その茶杓をへし折ったという。忠勝と政宗とは、関ヶ原以後のことなどを語り合ったと想像されるが、忠勝に対して礼の意味を込めて、政宗が利休より古物の武野紹鷗の茶杓を贈った。

また、幼少の家綱のお召物が縫上げされていないのを忠勝が大奥の方に忠告したところ、松平伊豆守の指図によるものであったが、忠勝は御成長の祝儀のために縫上げするものにして儉約のためではないと大奥の方に意見したとある。

さらに家光に「世に將軍となった人は多いが、自分ほど果報なる將軍はいないであろう。右の手は酒井忠勝、左の手は伊豆守である」と言わしめたと記されている。將軍家光の忠勝に対する思いを知ることができる。

■問い合わせ 世界遺産推進室 ☎内線443